

財産売払公告

下記により売払物件を一般競争入札により売り払います。

1. 売払物件

名 称： 国立遺伝学研究所谷田宿舎跡地
所有者： 大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構
所在地： (登記簿上) 三島市谷田字柳耕地山 2138 番 4、2521 番 1
土 地： (地 目) 宅地、原野
(地 積) 計 3,662.16 m²
その他： 更地 (現状有姿渡し)

2. 競争参加者に必要な資格

次のいずれにも該当しないものであること。

- (1) 本物件所有者の役員及び職員並びに本機構を退職した者のうち、退職時に情報・システム研究機構会計規程第 36 条から第 39 条で規定する固定資産の管理に関する事務に関与していた者。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請のある者。
- (3) 被保佐人、被補助人及び未成年者。ただし、必要な同意を得ている場合を除く。
- (4) 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- (5) 次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後三年を経過していない者。これを代理人、支配人その他の使用者として使用する者についても、また同様とする。
 - ① 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。
 - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - ④ 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者。
 - ⑤ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者。
 - ⑥ 前各号の一に該当する事実があった後三年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配者その他の使用人として使用した者。
- (6) 売払物件の鑑定評価実施者及び対象不動産の売却契約の媒介を行い、もしくは代理人となっている者ではないこと。
- (7) 本機構が売払先として不相当と認めた者。

3. 入札の説明等をする日時及び場所等

入札説明書等関係書類の交付をもって当該説明を省略する。

(入札説明書等関係書類の交付場所及び入札に関する問い合わせ先)

【売却支援業務受託者】

〒457-0048 名古屋市南区大磯通六丁目 9 番地 2

株名邦テクノ 担当：事業推進室 石黒

TEL：052-823-7111 E-mail：d_isiguro@meiho-techno.co.jp

4. 入札参加申込

(1) 入札参加申込受付期間

令和3年5月26日(水)～令和3年7月7日(水)

(2) 入札参加申込書配布先

上記3に記載する売却支援業務受託者

(本機構への問い合わせには回答しない。)

(3) その他

- ① 上記申込は、自ら直接売却物件の購入を検討するものしか受け付けない。
(仲介業者等からの問い合わせには回答しない。)
- ② 上記申込を行わなかったものは入札に参加することができない。
- ③ 申込時に必要な書類は、売却支援業務受託者に確認のこと。
- ④ 令和3年7月13日(火)までに売却支援業務受託者より通知がない場合には、入札参加資格がないものとする。

5. 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 令和3年7月26日(月) 15時00分

(2) 場所 国立遺伝学研究所 本館2階会議室

(3) 開札 入札締切り後、直ちに開札

6. 入札保証金

(1) 入札者は、別途「入札説明書」に定める期限までに、入札保証金として入札金額の100分の5以上(円未満切り上げ)に相当する額を、最寄りの金融機関から、本機構の指定する口座に振り込むものとする。なお、振込手数料は入札参加者の負担とする。

(2) 入札保証金は、落札者を除き、入札参加者が指定する金融機関の預金口座へ振り込む方法により還付するものとする。なお、金融機関への振込手続きには、数日の期間を要する。

(3) 入札保証金は利息を付さない。

7. 売買契約締結後の条件

- (1) 落札者は、不動産売買契約締結後、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はこれに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。
- (2) 落札者は、不動産売買契約締結後、売買物件を風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

8. 契約締結期間等

売買契約の締結は令和3年8月6日（金）までに行うものとする。なお、期日までに売買契約を締結されない場合にはその落札は無効となり、入札保証金は本機構に帰属するものとする。

9. 契約保証金及び売買代金

売買契約締結と同時に契約保証金として売買代金の100分の10以上（円未満切上げ）を納付し、売買代金と契約保証金との差額を、本機構が発行する請求書により、別途「不動産売買契約書」で定める期日までに納付すること。なお、振込手数料は落札者の負担とする。

入札にあたって納付された入札保証金を契約保証金に充当することができる。

なお、契約保証金は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、本機構に帰属するものとする。

10. 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の提出した入札書、その他情報・システム研究機構契約事務取扱規定第22条に掲げる入札書は無効とする。

11. 契約書の作成

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

12. 落札者の決定方法

本公告に示した内容を履行できると機構長が判断した入札者であって、情報・システム研究機構契約事務取扱規定第13条に基づいて作成された予定価格以上で最高価格をもって入札を行った入札者を落札者とする。

以上公告する。

令和3年5月26日

大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構
機構長 藤 井 良 一